

医政医発 1015 第 4 号
平成 30 年 10 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 8 の規定に基づく専門研修に関する協議について

記

1. 概要

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）」（平成 30 年 10 月 15 日付医政局長通知医政発 1015 第 7 号）のとおり、医師法第 16 条の 8 第 1 項並びに医師法施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構又は基本領域学会（同規則第 19 条の 2 第二号から第 19 号までに規定する団体をいう。）が次に掲げる医師の研修に関する計画を定め、又は変更する場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならないこと。

- ① 専門医制度新整備指針（以下「整備指針」という。）
- ② 専門医制度新整備指針運用細則（以下「運用細則」という。）
- ③ 専門医制度新整備指針に規定する専門研修プログラム整備基準（以下「プログラム整備基準」という。）
- ④ プログラム整備基準に基づき作成する専門研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）

2. 協議方法等

医師法第 16 条の 8 の規定に基づく専門研修に関する協議については（1）から（3）までに従い実施すること。

- （1）日本専門医機構及び基本領域学会から国及び都道府県への情報提供
日本専門医機構及び基本領域学会は、国及び都道府県に対して、下記①及

び②の情報を提供すること。

①国に対する情報提供

- ア 専門医制度新整備指針
- イ 専門医制度新整備指針運用細則
- ウ プログラム整備基準

②都道府県に対する情報提供

研修プログラムの内容（基幹施設・連携施設ごとの施設名・指導医数等）

(2) 国から都道府県への協議

(1)により得られた情報を都道府県に提供し、地域医療対策協議会において、3(2)のとおり確認し、医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点から改善を求める事項がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、研修プログラムごとに当該事項を別紙1の様式により厚生労働省に提出すること。なお、当該事項は(1)①及び②に掲げるものの修正又は運用の改善を伴う意見に限られるものであること。

(3) 国から日本専門医機構及び基本領域学会への意見

(2)により提出された都道府県の意見を国において集約し、医道審議会医師分科会専門研修部会に協議した上で、日本専門医機構及び基本領域学会へ意見を提出すること。

3. 国及び都道府県での確認事項について

国及び都道府県は、日本専門医機構及び各学会から提出された情報について、次の事項を確認する。

(1) 国

5都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）の募集定員を確認することなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

(2) 都道府県

次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。
- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ③ 次の場合には、研修プログラム制と同等の当該分野全般にわたる症例を経験し専門医育成の教育レベルが保持されることを条件に柔軟な研修カリキュラム制による専門研修を行うなど、柔軟に対応を行うこと。
 - ・ 出産、育児、介護、留学など、相当の合理的な理由がある場合
 - ・ 修学資金を貸与した地域枠医師などにおいて必要と考えられる場合
- ④ 連携施設での研修は原則一か所につき3か月未満となっていないこと。

意見様式

都道府県名： _____

基幹施設名： _____

診療科領域名： _____

プログラム名： _____

1. 専門研修施設の認定基準に関する意見（3（2）①及び②に関するもの）

2. 研修カリキュラム制に関する意見（3（2）③に関するもの）

3. 専門研修施設群に関する意見（3（2）④に関するもの）

4. その他